平成28年度

一第3回(定例・臨時)一

教育委員会議事録

開	会	平成28年 5月12日 14時30分						
閉	会	平成28年 5月12日		1 6 時 1 0 分	1 6 時 1 0 分			
会議場	所	教育委員室						
₹ ₽	h	花山院弘匡	出	佐藤 進	出	森本哲次	田	
委員出	5 火	藤井宣夫	出	高本恭子	出			
議事録署	3名	教育 長						
委	員	教育長職務代理者						
書	記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室						

議案及び議事内容	結果						
次 第							
議決事項1 奈良県立学校いじめ問題調査委員会条例の一部改正について	可決						
報告事項1 教科書問題について	承認						
〇吉田教育長「ただ今から、平成28年度第3回定例教育委員会を開催いたします。本日は委員全 員出席で、委員会は成立しております。」							
〇吉田教育長「まず、前々回の定例教育委員会議事録の承認についてです。お手元 に配布している議事録について、各委員内容をご確認ください。ご承認をいただけ ますか。」	承認						
※ 各委員一致で承認							
〇吉田教育長「議決事項1について、県議会議案上程前の案件であり、当教育委員会においては非公開議案として審議すべきものと考えます。委員のみなさまにお諮りします。いかがでしょうか。」	可決						
※ 各委員一致で可決							
〇吉田教育長「委員の皆様の議決をいただきましたので、議決事項1については、 非公開議案として審議することといたします。」							

報告事項1 教科書問題について

〇吉田教育長 「それでは、報告事項1『教科書問題』について、ご説明をお願いします。」

〇深田学校教育課長 「それでは、教科書問題について、ご報告します。

教科書問題については、教科書の発行者である三省堂が、平成26年度の教科書選定に関わって、"白表紙本"と言われる教科書見本を(調査員等に)閲覧させ、意見聴取等の対価を支払ったという事案が、昨年度発覚しました。このことを受けて、文部科学省が、他の発行者に対しても報告を求めたところです。

その結果、三省堂と同様の不適切と思われる事案が、他の発行者からも多数報告されました。 三省堂の事案では、本県奈良市教員も関係者の一人であることから、事案の詳細について、奈良 市教育委員会と連携した調査を進め対応するとともに、県教育委員会から、県内市町村教育委員 会や小・中学校長に対して、厳しく注意喚起を行っています。

また文部科学省より発表されました、三省堂以外の発行者から、謝礼等の提供を受けたとされる本県の教員104名について、市町村教育委員会を通じて昨年度末に調査を行ったところ、発行者が検定中の教科書を事前に教職員らに見せ、謝礼等を渡していた本県の教員は85名でした。そのうち33名が、各発行者が発行する教科書を調査研究する立場の調査員でした。

この33名が所属する採択地区で、従来と異なる新たな教科書が採択されたケースが2件ありました。しかし奈良県においては、教科書採択について一切影響はありませんでした。

謝礼等の授受が確認できた教員に対しては、市町村教育委員会と連携し、厳正に対処を行います。

県教育委員会においては、今回の結果を踏まえ、引き続き市町村教育委員会や校長会の場で注 意喚起を行うとともに、二度とこのようなことが起こらぬよう、各市町村教育委員会に対して、 再発防止に向けた通知を発出し、周知徹底をしているところです。 以上です。」

- 〇吉田教育長 「このことについて、何かご意見はございませんか。」
- ○佐藤委員 「これまで慣例のように行われていたのですか。」
- 〇深田学校教育課長 「三省堂の件が発端となり、文部科学省の調査により、各発行者が何年も繰り返していたことがわかりました。」
- 〇吉田教育長 「三省堂の件では、管理職を東京に集め、謝金が5万円相当、その他宴会費、食事もついたと聞いています。」
- 〇深田学校教育課長 「三省堂の件について、奈良県は問題発覚後に返金しています。また宿泊費も支払われることになっていたようですが、日帰りで帰ったと聞いています。

三省堂以外については、謝金として1~2万円の授受を確認しています。県教育委員会から各市町村教育委員会に、返金が望ましいと伝えています。

ほとんど返金されていると聞いています。」

- 〇花山院委員 「管理職以外に教科の先生も授受に関わったということになりますが、これは個人で受けていらっしゃるのですか。また交通費はどうなってましたか。」
- 〇深田学校教育課長 「個人として授受に関わっていらっしゃいます。交通費の対応は発行者で、謝金に含めたり別途支給だったり、様々な対応となっています。場所は東京ばかりではなく、大阪でもありました。」
- 〇吉田教育長 「処分はどうなっていますか。」
- 〇塩見教職員課長 「対象になるのは21市町村で、そのうち処分が済んでいるのが16市町村です。内訳は、口頭厳重注意が15団体、川上村が訓示、奈良市が文書訓告で処分しています。服務監督権者である市町村それぞれで処分を決定しています。」
- 〇吉田教育長 「対応がまちまちですが、服務監督権者として事実上の懲戒をどのようにするか、決めたものが各市町村にはあるのでしょうか。」
- 〇塩見教職員課長 「それぞれの団体で処分するので、一定の基準があるものと考えています。 市町村教育委員会は、教職員の服務監督について、地方教育行政法第43条に定められていますの で、それに基づいて対応しています。

地方公務員法第29条に定める戒告、減給、停職または免職の処分については、任命権者である 県が、市町村の内申に基づいて行うこととなっています。」

- 〇吉田教育長 「奈良市の場合は懲戒審査委員会と教育委員会に諮り、処分を決めています。他 の市町村はどのようにして決まるのでしょうか。」
- 〇塩見教職員課長 「確認いたします。」
- 〇森本委員 「文部科学省は今回の事案について処分の方針などは示されているのですか。」
- 〇塩見教職員課長 「示されていません。」

〇中村次長 「文部科学省担当者の見解では、勤務時間外の事案であること、また報酬ではなく て謝金であることから違法とは言えないが、県民感情や信用失墜の問題は残るので、処分につい ては各市町村教育委員会に委ねるということになっています。」

〇吉田教育長 「他にご意見がないようですので、原案どおり承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

〇吉田教育長 「報告事項1については承認いたします。」

その他報告事項

〇吉田教育長 「その他報告事項について、まず学校支援課からご報告をお願いします。」

〇香河学校支援課長 「国家賠償請求事件について、県立学校プールで発生した飛び込み事故に関して、訴訟が提起され、先日第一審の判決がありましたので報告します。

まず事件の概要です。平成24年8月に、県立畝傍高等学校の卒業生、水泳部OGが、高校の水泳部の練習に参加して、スタート台の横からプールに飛び込みを行ったところ、プールの底に頭部を打ち付け、頸髄損傷の怪我を負ったものです。これに関して、プールの設置又は管理の瑕疵があったとして、国家賠償法2条1項に基づき、約2億1,500万円の損害賠償を求められた事案です。

裁判は平成28年2月9日に結審し、4月28日に奈良地方裁判所で一審の判決がありました。 県に対して約6,700万円の支払いを命じるとの内容でした。

判決では、事故当時、プールは、日本水泳連盟が定める『プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン』が要求する水深を確保できておらず、安全性を欠いていたとして、県の設置 又は管理の瑕疵を認める一方で、原告側にも適切な飛び込みを行うよう留意すべき注意義務があったとして、過失相殺が相当としているところです。

今後の予定ですが、県としては同様の事故を二度と繰り返さないよう、再発防止に努めることが何より求められていることから、今回の判決を真摯に受け止め、現時点では控訴を見送る方針です。

なお原告側から、一昨日控訴状が提出されたと聞いていますが、詳細は確認できていません。 今後は裁判の進行に関わらず、日本水泳連盟のガイドラインに基づき、飛び込みを行う際に学 校が厳守すべき事項を把握して、安全性に十分配慮した水泳指導を行っていきます。

更に学校を対象とした会議の場で、学校プールの安全対策について注意喚起を促すとともに、 プールの安全確保に関する文書通知や、プールサイドに安全等に関する表示を行うなど、一層の 安全管理に万全を期したいと考えています。

以上です。」

- 〇吉田教育長 「このことについて、何かご意見はございませんか。」
- 〇花山院委員 「何故ガイドラインの規定水位まで水が入っていないかったのでしょうか。」
- 〇吉田教育長 「水泳部の練習では泳ぐだけで飛び込みはさせないこととしていたので、規定水位に達しない水深で運用していました。」
- ○香河学校支援課長 「当日の水深が1m6cmで、満水時の水深は1.2mです。ガイドラインでは必ず満水にしないといけないわけではなく、飛び込む位置の水面上の高さと、水深の関係が定められているものです。」

〇藤井委員 「今回は学校が訴えられていて、顧問個人は訴えられていないのでしょうか。」

〇中村次長 「国家賠償法1条関係は個人が対象となりますが、今回は2条の施設と管理関係でのみ訴えられています。」

〇花山院委員 「再発防止のため、具体的に今後どのようなことに注意すればよいのでしょうか。」

〇吉田保健体育課長 「昨日、奈良県内の小・中・高等学校の全ての体育教員が集まる学校体育 担当者会議があり、改めて口頭でガイドラインの説明をさせていただきました。明日、水泳プー ルの安全衛生講習会を開催し、資料により詳しくガイドラインのもつ意味を具体的に説明する予 定です。

飛び込みは、授業では小・中学校では学習指導要領で禁止されています。高等学校は飛び込みを行うことは可能ですが、現状、授業でさせているところは県立学校ではなく、専ら部活動の場合のみとなっています。そこで明日、部活動指導者を集めて、水深と水面上から飛び込む位置の高さの関係についての指導を徹底したいと考えています。」

〇吉田教育長 「試合や練習はどうすることになるのでしょうか。」

〇吉田保健体育課長 「プール公認規則によると、スタート台についても厳密に大きさを指定されています。例えば天理大学の天理プールで公式試合をするとなれば、学校のプールのスタート台の高さと、天理プールの高さは全く違うので、実際スイムピア等で合同練習を行ったりしています。

今後(ガイドラインを適用させることにより)支障が出ることは間違いありません。スタート 台から飛び込みができるのは、一部の学校のみとなります。他の学校であれば、水位を正しく運 用すれば、スタート台の横から飛び込みが可能です。」

〇吉田教育長 「続いて、教職員課から3件お願いします。」

〇塩見教職員課長 「奈良県・大和高田市公立学校教員採用候補者選考試験について、ご報告します。

選考試験の日程は、願書の交付を昨日の5月11日に開始しました。願書受付は5月11日から5月27日まで、郵送又はインターネットで受け付けます。

第一次試験の期日は、7月9日、16日~18日としています。

第一次試験の結果は、8月3日水曜日の10時頃に県庁正面掲示場に掲示するとともに、教職員課ホームページにも掲載します。また本人宛てに郵送します。

第二次試験の結果は、9月16日金曜日の10時頃に、同じく県庁正面掲示場に掲示、教職員課ホームページに掲載、本人宛てに郵送します。

募集する校種、教科、採用予定者数ですが、小学校で170人程度、中学校で108人程度、高等学校で51人程度です。その高等学校には、大和高田市立高田商業高等学校の国語、商業それぞれ1名ずつを含んでいます。

特別支援学校については38人程度、養護教諭が10人程度、栄養教諭が6人程度、実習助手で3人程度としています。

主な変更点は、採用人数が昨年よりも15名程度減って384名となる他、集団面接(個人)を第一次試験で、集団面接(討議)を第二次試験で実施、小学校英語教育推進特別選考に加えて、中学校・高等学校英語教育推進特別選考を実施します。また教職経験特別選考の受験資格で、受験する校種等に限らず、全ての校種等の勤務月数を通算可能とします。更に加点内容及び点数を変更します。

奈良県・大和高田市公立学校教員採用候補者選考試験については、以上です。」

〇塩見教職員課長 「教員大学院研修の状況について、ご報告します。

教員大学院研修とは、教職に関する専門性や高度な実践力を身に付け、研修修了後は、学校運営を支えるリーダーや教科指導・生徒指導のスペシャリストとして、貢献できるような人材を育成するため大学院等へ派遣する制度です。

平成28年度大学院等研修派遣者及び平成21年度以降の派遣の状況については、資料のとおりです。

教員大学院研修の状況については、以上です。」

〇塩見教職員課長 「奈良県ディア・ティーチャー・プログラム第9期の募集について、ご報告 します。

ディア・ティーチャー・プログラムとは、奈良県の国公私立学校の教員を志望する意欲と熱意をもつ学生に対して、教員として求められる資質や実践的指導力を身に付けられるよう支援する事業です。

第9期の募集要項についてご報告します。

小学校・中学校教諭志望者向けについて、募集人数は小学校教諭志望者が64名程度、中学校教諭で16名程度です。対象者は、奈良県内の国公私立学校の教員になる強い志があり、このプログラムに参加できる大学3年生、大学院1年生で、平成30年3月末までに教員免許を取得できる方です。

原則として、10回開催するワークショップ全てに参加できる方、学校現場の実習100時間以上 行える方とします。

開講期間は、平成28年9月3日から平成29年6月10日までです。

一方、中学校・高等学校教諭・特別支援学校教諭・養護教諭・栄養教諭志望者向けについては、基本的には、ワークショップはなく、学校現場実習を計80時間以上としています。ワークショップは初回の開講式と最終回の修了式に参加していただくことになっています。

募集人員は30名程度としています。

奈良県ディア・ティーチャー・プログラム第9期の募集については、以上です。」

- ○吉田教育長 「以上3件について、何かご意見はございませんか。」
- 〇花山院委員 「採用する教員全体の数が15名程度減少していますが、うち中学校だけプラス8人になっています。教員の高齢化が影響しているのでしょうか。」
- 〇塩見教職員課長 「各市町村教育委員会に照会して募集人員を決めていますが、中学校では、 40人のところ41人になれば2クラスになる等の影響で増えたと聞いています。」
- 〇花山院委員 「ディア・ティーチャー・プログラムについて、募集人員を超えた希望があるのか、またあった場合はどのように対応するのでしょうか。」
- 〇塩見教職員課長 「中学校・高等学校教諭・特別支援学校教諭・養護教諭・栄養教諭志望者向けについて、昨年20名の募集に46名の応募があり、結果的に45名を受け入れています。

募集人員を増員したのは、ニーズがあると判断していますが、もしオーバーすれば可能な範囲で(増員して)受け入れる予定です。」

- 〇藤井委員 「受講料がたいへん安いですが、これで運営できるのでしょうか。」
- 〇塩見教職員課長 「外部講師を呼ぶこともありますが、スタッフは基本的に教職員課の管理主事や、教育委員会事務局の指導主事となります。また教育研究所にもお手伝いいただいています。」
- 〇藤井委員 「通常勤務外の対応ということなので、受講料をもっと徴収してはよいのではないでしょうか。」

〇塩見教職員課長 「対応する職員には通常業務として取り組んでもらって、振替休日をとって いただいています。」

- 〇吉田教育長 「続いて、学校教育課から2件お願いします。」
- 〇深田学校教育課長 「平成29年度県立学校の入学者選抜についてご報告します。 昨年度からの変更点は、県立学校に関する2件、五條市立学校に関する1件です。

1件目です。奈良情報商業高等学校には、現在商業系の学科5クラス、情報系1クラスがあります。この度高等学校から、商業科について、生徒が入学してから学科の特色をよく理解した上で選択できるような教育課程を編制したいという要望がありました。

検討した結果、商業系の3つの学科、流通ビジネス科、会計ビジネス科、情報ビジネス科の募集を一括で行い、1年生は全員共通の教育課程で学習し、2年生に進級するときに学科を選択することが望ましいと考え、3つの学科を括り募集にすることとしました。

これにより、中学生やその保護者にとって、高等学校進学のときに商業系か情報系かのより分かりやすい明確な選択肢となり、また入学後の1年間の学習を通して自らの希望や適性を見極めてから学科を選べるようになるというメリットがあります。

2件目は平城高等学校、高田高等学校の教育コースについてです。3月の定例教育委員会で報告させていただいたとおり、(仮称)次世代教員養成プログラムの実施に伴い、両校の教育コースの特色選抜での選考を停止します。両校とも一般選抜によって入学した後に、生徒自身の希望や適性を見極めてから選ぶコースを設定して、今までの取組を生かしていくことも考えています。

3件目は、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校についてです。本年3月25日に、五條市 教育委員会教育長から県教育長あてに、賀名生分校の家政科の募集を停止すると報告を受けました。

具体的には賀名生分校を、地域農業の担い手育成のための農業科単独校にして、平成30年度を 目処に全国募集を実施するもので、それに伴い、家政科の募集を停止するということでした。

家政科には、在学生がいるのですぐに廃止するのではなく、あくまで来年度入試から募集を停止して、家政科の生徒が全て卒業した時点で所定の手続きを行います。

県立学校の入学者選抜については、以上です。」

〇深田学校教育課長 「平成29年度奈良県立高等養護学校の入学者選抜要項について、ご報告します。

奈良県立高等養護学校では、軽度の知的障害のある生徒を対象として、他の特別支援学校に先立って、選抜要項を発表します。

募集する学部学科は、高等部産業科です。募集する人員について、平成29年度は88名とします。応募資格は、従前と変わりませんが、適性を見極め進路決定に役立ててもらうため、出願前に入学相談を行います。入学選抜は、学力検査と実技検査を実施します。

奈良県立高等養護学校は、他の特別支援学校に先立って受付、選抜、結果通知を行います。従って、他校と併願することはできませんが、もし不合格となった場合は、改めて他校を受験することができます。

平成29年度の入学者は、第2学年から職業に関するコースに応じて、本校及び高等学校における分教室で学習します。分教室を設置している高等学校は、高円高等学校、山辺高等学校、二階堂高等学校です。

平成29年度奈良県立高等養護学校の入学者選抜要項については、以上です。」

- 〇吉田教育長 「以上2件について、何かご意見はございませんか。」
- 〇花山院委員 「農業科単独になるということで、地域にとっては良いと思うが、入学する子どもたちの関心が農業系に向いているのか、また生徒たちが、場合によっては地元に残るかもしれないと考えたりしますが、どのような思いがあるのでしょうか。」

〇深田学校教育課長 「将来的には農業科単独で全国募集をして、農業で地元に残ってくれたり、地域の活性化など、そういったことにつながれば良いとの期待があります。」

〇吉田教育長 「賀名生分校も生徒が減少しつつあって、廃校ということも考えられます。また 地域農業では、柿の生産が盛んですが、高齢化により後継者が不足してきています。市教委で は、農業に特化しながら、農業ビジネスの後継者を育成したいということです。

全国公募によって1人でも2人でも残ってもらえたらと期待しています。五條病院の看護師寮 を改修して生徒の寮にすることも考えています。」

〇森本委員 「(高等養護学校進学希望者が)もしも選抜で不合格となった場合のことについて 詳しくご説明をお願いします。」

〇深田学校教育課長 「高等養護学校の対象者は、軽度の知的障害者となっています。不合格者 のうち軽度の生徒については、高等学校へ進学するというケースが想定されます。 逆に重度の場合は、特別支援学校を選択していくことになります。」

〇吉田教育長 「不合格者が増えれば、特別支援学校の生徒も増えるため、できるだけ高等養護学校で多く受け入れる方向で取り組んでいるところです。」

- 〇吉田教育長 「続いて、保健体育課からお願いします。」
- 〇吉田保健体育課長 「表現運動及びダンス指導のデジタル教材について、ご報告します。 学習指導要領の改訂に伴い、中学校1年生と2年生のダンスの領域が必修化され、小学校段階から系統的に表現運動の学習を進めることが、これまで以上に重要になってきています。児童生徒が、仲間とともに体で表現する楽しさを存分に味わうためには、授業の初めに児童生徒の心と体をほぐすことが大変重要であり、特に授業の導入部分、10分程度に絞ったウォーミングアップ・プログラム集を今回作成しました。県教育委員会として初めて作成した、ダンス領域のデジタル教材です。

本教材のポイントをご紹介します。小学校から高等学校、特別支援学校全ての校種で、児童生徒の実態に応じて幅広く活用していただける内容を収録しています。教員自身のダンス経験が少なく難しいと感じている、特に男性教員が積極的に取り組めるよう工夫されています。天理大学の塚本教授のご指導をいただきながら、県内の小、中、高等学校の優れた実践を行っておられる先生方とプログラムを作成しました。

プログラムは全14例で構成され、1つのプログラムは3~5分となります。対象は、小学校・中学校・高等学校共通、小学校低・中学年用、小学校高学年・中学校用、中学校・高等学校用として、1枚のDVDで約50分程度にまとめて収録しています。トップ画面から全ての各プログラムの映像を選択でき、授業で活用しやすくしています。

配布及び今後の活用について、県内市町村教育委員会及び全ての学校395校に1枚配布いたします。既に昨日、学校体育担当者会議で研修会を開催し、DVDを配布するとともに、制作にご協力いただいた塚本教授から、デジタル教材の内容と指導のポイントについてご講演をいただきました。

今後は、各学校における体育授業や、県教育委員会が行う研修会で、ダンス授業の充実を図る ためのツールとして活用していきたいと思います。また教員を対象とした各研修会や講習会で周 知徹底を図る予定です。

以上です。」

- 〇吉田教育長 「このことについて、何かご意見はございませんか。」
- 〇花山院委員 「中学校でダンスの授業は年間何時間くらいあるのでしょうか。」

- 〇吉田保健体育課長 「7時間程度です。今回ご紹介したダンスは現代的なリズムが中心ですが、以前からあります創作ダンス、フォークダンスを選択することが可能です。」
- 〇吉田教育長 「(DVDの作成・内容は) 奈良県オリジナルですか。」
- 〇吉田保健体育課長 「導入部分に特化したのは奈良県が初めてと聞いております。」
- 〇高本委員 「全身を使うことは非常に大切なことです。これを体育の授業で取り入れることによって、子どもたちも様々なリズムに乗せて体を動かすことは脳の発育にも良いので、よい取組だと思います。」
- 〇吉田教育長 「ご意見がないようですので、全て原案どおり承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

〇吉田教育長 「その他報告事項については承認いたします。」

非公開議案

議決事項1 奈良県立学校いじめ問題調査委員会条例の一部改正について

非公開にて審議

〇吉田教育長 「それではこれをもちまして、本日の委員会を終了します。」